

Title	近世大名における養子相続と幕藩制社会：「他家」養子を中心として
Sub Title	Adoption among Daimyo houses and the Shogunate society : with emphasis on Takeyoshi (他家養子), or extralegal adoption
Author	田原, 昇(Tahara, Noboru)
Publisher	三田史学会
Publication year	1998
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.67, No.2 (1998. 3) ,p.123(323)- 148(348)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19980300-0123">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19980300-0123</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 近世大名における養子相続と幕藩制社会

—「他家」養子を中心として—

田 原 昇

## はじめに

近世社会における政治構造にはある特色がある。それは、幕藩政治を執行する主体となる藩主の地位は、各大名家の当主の地位と不可分であつたという点である。このことは同時に、大名家当主の相続・隠居と藩主の就職・退任とが密接な関係をもつことになる原因となつた。

つまり、大名家の相続動向を検討することは、藩主の就退任の動向を解明することになり、ひいては、幕藩政治そのものの動向を解明することにもつながると考えられる。<sup>(1)</sup>

従来、こうした相続の問題については、「血脉」「間柄」「由緒」「筋目」等の視点から検討されることが多かった。特に、近世社会においては「血脉」が重視され、

近世大名における養子相続と幕藩制社会—「他家」養子を中心として

血縁の親疎関係から決定された相続の枠組みによつて身分秩序が維持されてきたと考えられている。<sup>(2)</sup>しかし、血縁の親疎関係に基づく相続の枠組みとはいっても、近親・親類・遠類・縁者・同族といった続柄の上の順位が提示されているのみである。個々人にわたつて相続権といつたものがあり、その順位が規定されていた訳ではない。このため、血縁の上で同様の親疎関係にある続柄のものが複数いる場合、血縁以外に、何を基準として相続人を選定していたのかが明確ではなかつた。また、必ずしも続柄に基づく相続順位が守られていた訳ではない。特に、血縁者が不在の時行われた、「他家」「他人」「他姓」「異姓」「他苗」「他名」等といつた血縁的に無関係なものによる相続の存在も無視できない。この場合は、血縁の親疎関係以外にも、何らかの養子選定基準がます

ます重要となつてくる。

そこで本稿では、近世大名、特に「国持大名」における「他家」養子選定から取組までの実態について明らかにすることで、血縁関係以外に大名家相続人、つまりは、

の他の大名家の宗家として、大きな政治的権限と家格とを幕府から許され、大名制の根幹をなすものであつたからである。<sup>(5)</sup>

藩主に求められた資格や資質について明らかにする。さらに、こうした資格や資質が、血縁に基づく相続動向を如何に左右し、その結果、幕藩政治にどのような影響を及ぼしていったかについても考察する。

従来こうした相続については、「他人養子」、「他姓養子」、「異姓養子」と表現されることが多い。以上のような表現は、法制史料上の表現を踏襲したものである。しかし、本稿では、家譜や系図を中心に検討を進めるため、法制史料上には現れず、こうした家族史料に特徴的に現れる「他家」からの養子という表現から「他家」養子という表現を使用する。

従来の研究では、武家の相続について、主に法政史家によつて行われてきた。近世武士相続法について包括的な論証を行つたのは中田薰に始まる。<sup>(6)</sup> 中田はまず、服忌例を中心とした検討によつて、武士の親族関係には、子や孫といった直系尊属に始まり、親類、遠類、縁者、同族といった血縁の親疎関係に基づく順序があることを明らかにした。次に、諸例集等から、この順序に基づき、相続をする理由は家譜・系図といつた史料が豊富であり、相続といつた家の内部事情と深く関わる事柄について明らかにし易いからである。<sup>(4)</sup> また、こうした大名家は、そ

また本稿では、江戸初頭から転封がなく、一貫して、大体一〇万石以上を一円支配してきた大名家三七家を、仮に「国持大名」として取り上げる。こうした大名家に限定する理由は家譜・系図といつた史料が豊富であり、相続といつた家の内部事情と深く関わる事柄について明らかにし易いからである。また、こうした大名家は、そ

養子」については、例外的な事象であると言及しているに過ぎなかつた。

中田薫以降の諸研究に欠けていた相続法の政治的意義や時間的推移等について検討したのが鎌田浩<sup>(7)</sup>である。鎌田は相続法を、主君が家臣の身分統制のため「再恩給」を基本として整備していったと指摘している。つまり、

近世武家相続法は、主君が家臣団統制のため、その相続に対して、年齢や健康の面から制限を加えていたものであり、特に、家臣同志の私的な結合を禁止するため、相続人として、「同族優先制」の立場をとり、「異姓不養」を原則としたとしている。このため「異姓養子」は、原則として認められず、相続人不在の時、身分制の枠組みを維持するため、次第に許されるようになつたとしている。

これに対して、服藤弘司は、「大功ある家臣に対し、

血統正しいものへの俸禄の無相違保証」がなされていて<sup>(8)</sup>として「再恩給説」に反対している。さらに、相続形態と養子取組との関係について、続柄と時期とに分けて検討している。これによると、養子相続において、まず第一に問題となるのは、続柄であるとしている。すなわち、続柄において同姓親族がいる限り、「無相違相続」の原

則がある以上、概ね、「通例之養子」、もしくは、「順養子」が行われるはずだからである。次に問題となるのは、こうした「同姓養子」、「末期養子」がい場合に限つて、「仮養子」や「心当養子」、「末期養子」のように、時期的にせつば詰まつた養子の形態が生じやすいとしている。こうした傾向は幕府や藩による統制の変化からも読みとれる。すなわち、近世初頭においては、家臣団統制の必要から極力「他姓養子」を制限したが、中期以降になると、家臣団の財政難から安易な改易が困難となり、寛大な態度へと移行していったとしている。この結果、持参金目当ての養子等が生じることとなるが、この場合でも、家柄・筋目等について厳重に条件が勘案され主君による特許という形が取られた。これに対して、同姓養子については近世を通じて、血統正しいものへの「無相違相続」の保証がほぼ無条件になされていたとしている。

以上のように、多くの法政史家に共通していえることは、主君にしても家臣団にしても家禄の永続性を願つていたということである。これに対して、石井良介のように、家禄ではなく家業の存続を願つていたとする考え方もある。

政治史において、法政史以上に相続問題に関わる多く

の研究がなされている。しかし、そのほとんどが、継嗣問題を中心とした御家騒動等の事件を引き起こす端緒、もしくは結果として扱われたに過ぎない。<sup>(10)</sup>こうした事件に関わった家臣達の政治上の立場については深く検討されている。しかし、藩主候補者自身の血縁上、姻戚上の関係については、僅かに検討されるのみであった。

こうした政治事件と藩主の就退任、つまりは、大名家の相続との問題について詳細な検討を行つたのは、笠谷和比古のみである。しかし、笠谷にしても、家臣團合議制の中での藩政の現状に不適格な藩主の強制退任（「押し込め」）について明らかにしたのみで、その後行われる藩主の就任過程については、法政史の成果を踏襲しているに過ぎない。

法政史以外で近世武家の相続問題について詳細な検討を行つてているのは、制度史においてである。特に、「他家」養子の実態については、法政史以上に詳細な検討がなされている。

松尾美恵子は近世武家の婚姻・養子と持參金との関係について検討した。<sup>(11)</sup>まず、婚姻や養子の取組過程の検討から、各階層にまたがる人々の介在と「内談」の存在を指摘している。この交渉過程の中で、婚姻・養子の具体

的な手順から、持參金の多寡までが決定されているため、婚姻・養子の相手は、その時々の藩財政に左右されることになったとしている。この結果、交渉如何によつては、身分不相応の取組がなされ、特に、財政難の時には、持參金目当ての婚姻・養子がなされたとしている。また、馬場憲一は、八王子千人同心の同心株売買の実態について検討し、売買形態の類型化を行つている。すなわち、近世前・中期では、同心株は抱え席であるにも関わらず「養子」として株の譲渡がなされ、近世後期になつて前役のものからの「番代」として株譲りを受けることになつたとしている。また、株譲渡の理由のほとんどが「病」であつたこと、時代が下るにつれて譲渡価格が上昇していくことを指摘している。しかし、こうした検討は、単に、同心株譲渡証文から確認できる譲渡形態・理由・価格の検討に留まり、譲渡までの具体的な両者間の交渉過程については一切触れられていない。

継嗣選定に関わった人たち個々の意識や権限については思想史において、僅かながら研究がなされている。田原嗣郎は、幕末の將軍継嗣問題を例に、幕府＝將軍、藩＝大名、朝廷＝天皇の三者の関係から検討し、相続に関する各々が意識していたと考へられる権限や権利について

て明らかにしている。<sup>(13)</sup> その結果、三者間の互いに競合し牽引し合う「力」の関係、または、それぞれの「力」の内容以外、明確な規定できる内容を持つ権限や権利はなかったとした。

以上、見てきた様に、近世における血縁関係を重視した相続制は、主君と家臣団の「力」関係の微妙な均衡の中で、両者が身分制の維持を求めた結果生じたものであることがわかった。この両者の均衡の中で、統制とも、保証ともとれる相続規定が設定されたため、その規定は枠組みを示すのみのものとなつた。また、非血縁の者による相続は、適当な血縁者がいないときに限つて、身分秩序の枠組みの維持を目的とする例外的処置であると考えられていた。しかし一方で、両者の「力」関係如何によつては、必ずしも血縁に基づく相続の保証が行なわれた訳でないことも分かつた。

だからこそ、相続が繼嗣問題として政治事件化したり、財政難という現実の前に、身分不相応な養子の取組がなされた訳である。しかしながら、「他家」養子をはじめとした、身分不相応の相続が、単に非常の手段でしかなかつたのか、幕府、大名家、家臣団それぞれの思惑について具体的に検討されてきたとは言い難い。

## (二) 「国持大名」の相続動向

ここでは、「他家」養子取組過程の実態について検討する前に、近世相続制の枠組みの中、相続人の続柄の傾向について考察する。

表1は、慶長一五年（一六〇〇）から慶應四年（一八六八）までに行われた当該「国持大名」の相続において、前藩主から見た相続人の続柄について、その人数を表したものである。<sup>(14)</sup> この場合の続柄は、男子直系による実際

表1 当該国持大名における相続関係の割合

続柄	小計	合計	%
子	235		
父	2	240	54.3
孫	3		
兄	3	68	15.4
弟	65		
親類	75	75	17.1
傍系親族	34	34	7.5
他家	25	25	5.7
合計	417	442	100

注『鍋島系譜』乾・坤（国立公文書館蔵）、『島津氏正統系図』（国立国会図書館蔵）、『浅野御系図』（慶應義塾大学図書館幸田文庫蔵）、『立花系伝』（東京大学史料編纂所蔵）等、当該「国持大名」（37家）における各史料館・図書館所蔵の家譜・系図及び各県史・市町村史、刊行史料によって作成した。

の血縁関係に基づくものとする。<sup>(15)</sup>

この期間を通じて、当該「国持大名」が行つた相続数は合計四四二回である。このうち直系尊属による相続は、父による再承二回を含めて、子が二三五回、孫が三回、合わせて二四〇回 (54.3%) となり、全体の半分近くを占めている。兄弟による相続は、兄が三回、弟が六五回となり、合わせて六八回 (15.4%) である。また、甥・又甥・伯叔父・従兄弟半・大伯叔父・従兄弟違・又従兄弟といつた親類による相続は七五回 (17.1%) となる。上記以外の傍系親族による相続は、三四回 (7.5%) となる。男子直系としての血縁関係が全くない「他家」からの養子による相続としては二五回 (5.7%) となる。

確かに、実際の相続数を分析してみても、先行研究が示した相続順位に概ね沿う形で、血縁関係の親密なものから疎遠なものへと、相続回数が減少している。しかし、親類が兄弟よりも多くの相続人を出している点や、多数の同族団を抱えている「国持大名」でさえ、5.7% もの「他家」養子を迎えていたことなど検討の余地がある。

そこで、表1の結果を享保期以前（一六〇〇～一七三五）と元文期以後（一七三六年～一八六八）に分けて検討

したのが表2で  
ある。

享保期以前に  
は、全体で一九〇回の相続が行  
われた。この内、直系尊属による

相続は一一回 (58.4%)、兄弟によ  
る相続は三八回 (20.0%)、親類によ  
る相続は二九回 (15.3%)、傍系親族によ  
る相続は二回 (1.1%) となる。特に、享保期以前の「他家」養子二例

表2 期間別の割合

続柄	享保期以前		元文期以後	
		%		%
直系尊属	111	58.4	129	51.1
兄弟	38	20	30	11.8
親類	29	15.3	46	18.1
傍系親族	10	5.3	24	9.5
他家	2	1.1	23	9.4
合計	190	100	252	100

注 作成手順は表1に同じ

このことを踏まえて、相続回数順に見てみると、直系尊属、兄弟、親類、傍系親族、「他家」となり、先行研究の枠組み通りの順序となる。これに対しても、元文期以後には、全体で二五二回の相続が行われた。この内、直系

尊属による相続は一二九回 (51.1%)、兄弟による相続は三〇回 (11.8%)、親類による相続は四六回 (18.1%)、傍系親族による相続は二四回 (6.5%)、「他家」からの相続は二三回 (9.4%) となる。直系尊属や兄弟による相続回数が減少して、代わって親類や傍系親族、「他家」による相続回数が増加している。この結果、兄弟より親類の相続回数が大きく上回り、兄弟と傍系親族、「他家」による相続がほぼ同数になるなど、先行研究が示してきた相続の枠組みに当たはまらない状況が生じてきていることが伺える。特に、表3で後述するように、元文期以後の「他家」養子二三例中二〇例が全く血縁関係のないものによる相続である。

以上から、元文期以後、相続動向に何らかの変化が起つたと考えられる。そこで、享保期以前と比べて元文期以後に急激にその回数を増加させた「他家」養子による相続に着目して考察する。

ところが、元文期以後の「他家」養子には、これと異なる様相が伺える。米沢藩上杉治憲、松山藩松平勝善、秋田藩佐竹義堯の三例のみが外孫からの「他家」養子であり、その他は、全く血縁関係のない「他家」養子となる。具体的に養子を受け入れた家として、徳島藩蜂須賀家、福岡藩黒田家とともに四回と最も多く、松代藩真田家、岡山藩池田家が三回とこれに続き、松山藩松平家、弘前藩津軽家、鳥取藩池田家が二回、米沢藩上杉家、大垣藩戸田家、秋田藩佐竹家が一回となる。当該「国持大名」三七家中一〇家が元文期以後に「他家」養子を迎えたことになり、この内七家までが複数回、「他家」養子を迎え入れたことになる。また、養子の実家として、将军家、鹿児島藩島津家がともに三回、水戸藩徳川家が二

表3は、近世を通じて当該「国持大名」によつて行われた「他家」養子取組二五例について、特に、養家と養子の実家に着目してまとめた年代順一覧である。

まず享保期以前には、先述した通り僅か一例の「他家」養子のみ取り組まれた。この内、幕府高家吉良家か

表三 当該「国持大名」における相続年代順「他家」養子一覧

注表一に同じ

回となり、その他の一四家は一回だけ「他家」養子の実家となつたことが分かる。

このように、享保期以前は、「他家」養子とはいえ、外孫であり、縁戚からの養子であった。元文期以後は、当該「国持大名」三七家中一〇家もの大名が「他家」養子を迎える、この内七家が複数回「他家」養子を迎え入れていることが分かった。また、「他家」養子を迎える入れた当該「国持大名」として、大垣藩戸田家と松山藩松平家の計三回以外は、全ていわゆる外様大名であることが着目できる。

## 二、「他家」養子取組の実態

### (一) 享保期以前の事例

ここでは、「他家」養子取組の実態について、養子選定の動きを中心として検討し、以上のような傾向が生じた理由について考察する。先ず、享保期以前の特徴であつた外孫による「他家」養子について検討する。

#### ①米沢藩上杉綱憲<sup>(16)</sup>

寛文四年（一六六四）一月一七日米沢藩主上杉綱勝が急病に陥った。このとき、綱勝は無嗣の上、仮養子も願

い上げていなかつた。そこで急きよ、綱勝の妹と幕府高家吉良義央との間に生まれた綱憲を「御外孫之故を以」、養嗣子として幕府に願い上げることになる。しかし、この願い上げが受理される以前、五月七日綱勝が逝去してしまう。こうした事態に対し幕府は六月五日、老中酒井雅楽頭邸において老中列座のもと、次のような上意を申し渡した。

播磨守相果直子無之故難致養子置候。存命之内不達上聞候間跡目御立被成間敷與被思召候得共、久敷家達上聞候間、苗字御立被下候知行之義は拾五万石被下置候。在所は米沢を被仰付候。<sup>(17)</sup>是を新きに御取立程之物にて候義被仰渡。

このように、綱勝を養嗣子にすることについては「存命之内不達上聞候間」、上杉家は改易となるところ、保科正之の取りなしによつて特に許されることになる。しかし、所領については、在所は以前のまま米沢を仰せつけられながらも、「苗字御立被下候」、「是を新きに御取立程之物にて」という名目で、三〇万石から一五万石へ

と半分に減知されることになる。

こうして、半知の上、外孫による「他家」養子を迎えることになった上杉家中の反応はどういったものであつたか。この事件と同時期に、やはり<sup>(18)</sup>繼嗣問題が起つた盛岡藩南部家の史料で検討してみる。この史料は、繼嗣問題の最中、南部家が水戸藩徳川家の源次郎によつて相続されるという噂が立つたときの風聞のひとつである。

其頃風聞若南部家領地被召上哉 又は源次郎殿下向して譜代の者共徒はす合戦に及ばず 米沢より御詰有へし左あらは 討手數万騎下向すとも容易くは平治すへからず大乱に及へしと 是当夏の頃 米沢家世嗣なくして吉良家へ嗣<sup>(19)</sup> 此事に依て領地半分被召上 杉家譜代の者迄深く憤るの時節ゆへ 是へ内通する時は 後より手合するへき筈の由けしからず怪しき風聞す

この南部家の繼嗣問題は、寛文四年（一六六四）九月、藩主重直が世嗣未定のまま逝去したために起つた。しかし、全く跡継ぎのいなかつた上杉家の場合と違つて、

この繼嗣問題は、すでに成人した二人の弟や、一族で且つ外戚の家老などの中で、誰を藩主とするかが争われたものである。ところが、この繼嗣問題を利用して、幕府が水戸家の公子を南部家の当主としようとしたことから「譜代の者共徒はす合戦に及」 という騒動が起つた。このとき南部家において、改易されるか家督相続が水戸源次郎によつてなされた場合、実際に合戦に及ぼうといふ動きがあつたかどうかは定かでない。しかし、水戸源次郎の様に南部家にとつて完全に血縁関係のない者が「他家」養子として家督相続することを、改易同然に考へていたことは注目に値する。さらに、着目すべき点は、上杉家が無嗣のため、半知の上、幕府高家吉良家から外孫による「他家」養子を迎えた事件を、南部家中では、全く血縁のない水戸源次郎による「他家」養子受け入れと同様に考えていた点である。このため、もし合戦に及んだ場合、「上杉家譜代の者迄深く憤るの時節ゆへ是へ内通する時は後より手合するへき筈」として、南部家の今の状況に共感した上杉家からの援軍があるとする風聞があつた。この事実は、たとえ外孫であつても、吉良家という「他家」からの養子を上杉家中が不当なものとして考へているという意識が南部家中にはあつたと考へる。

えられる。

## ②久留米藩有馬則維<sup>(20)</sup>

それでは、それから四一年後の宝永三年（一七〇六）に起つた、久留米藩有馬家における外孫による「他家」養子取組についてはどうであつたか。

有馬則維は延宝二年（一六七四）旗本石野則員の子息として生まれる。石野家の家系は有馬家と同じ播磨国赤松氏の支流という関係であつた。特に、氏満の時、久留米藩祖の則頼の娘を娶り、以後縁戚として行動を共にするようになつてゐた。この二人の間には氏置、正直の二氏が生まれた。そして正直の子息が則員である。つまり、則員は、久留米藩祖則頼の外玄孫ということになる。さらに、貞享元年（一六八四）則維は有馬家分家の旗本有馬則故の養子となつた。つまり、この久留米藩有馬家の養嗣子問題が起きたとき、則維は養子ながら有馬家の一員となつていた。

宝永三年（一七〇六）四月、先代頼旨が突如危篤状態に陥る。一族評議の上、当初、則維子息大二郎を養嗣子として、幕府に願い上げることになつた。しかし、幕命により、父則維が養嗣子となることを命ぜられ、同年五

月、則維が久留米藩を襲封することになる。

このように、有馬則維は外孫であり、しかも、分流してからすでに五代を経ていた。しかし、大二郎を養嗣子として願い上げることが決定した時や、幕府によつて則維の襲封が命ぜられた時も、一族や家臣の中から、特に外孫であることが問題にされていない。むしろ、望まれる形で養嗣子となり、また、襲封の際にも、急養子の故を以て減知などの処置を受けていない。このことは、上杉綱憲が外孫ながら甥という立場で襲封したにも関わらず、幕府によつて減知されたことと対照的である。これは、両者の相続時における立場の違いにあると考えられる。上杉綱憲は、外甥とはいうものの、吉良家という明らかに「他苗」を名乗る「他家」からの養嗣子であった。これに対しても、有馬則維は外玄孫ながら、有馬家と同族であり、且つ縁戚でもある石野家の出身であつた。さらに、襲封の時点で、有馬家の分家を相続し、「同苗」の「間柄」となつていた。このため、有馬家の一員として幕府からも有馬家中からも認識されていたと考えられる。

以上のように、上杉綱憲、有馬則維ともに外孫による「他家」養子でありながら、前者はその相続を問題視され、後者はそうではなかつた。このことは、相続人の選

定が、単に血縁の親疎関係だけでは量れないことを示していると考えられる。つまり、血縁関係と共に、養家と養子の実家との社会的な関係が問題となるのではないだろうか。

## (二) 元文～慶応期の事例

次に、元文期以後頻繁に取り組まれるようになつた、全く血縁関係のない「他家」養子について、福岡藩黒田家と松代藩真田家の事例に着目して検討する。

### ①福岡藩黒田治之<sup>(21)</sup>

福岡藩七代藩主黒田継高には四人の男子がいた。しかし、宝暦一二年（一七六二）七月には長男重政が二九歳で逝去し、翌年には四男長経が二二歳で逝去してしまう。

二・三男ともにすでに早世していたため、福岡藩では、

突如継嗣問題が懸案となる。特に継高が六三歳の高齢であるため、早急に嗣子を決定する必要が生じた。

国元では、継高及び重臣の評議によつて、先々代綱政の孫娘を祖母とし、継高自身の外孫である岡山藩池田家の護之進を養嗣子として迎えることが決定された。こ

のため、宝暦一三年（一七六三）九月、直ちに岡山藩へ

使者を遣わし、護之進養子の了解を取り付けることとなつた。

ところが、江戸では、同年九月、幕府官医武田長春院を介して、一橋家老田沼能登守から福岡藩江戸詰め永田蔵太に、一橋宗尹の子息隼之助を黒田家の養子とすることが、将軍からの内意として申し入れられていた。特にこの申し入れは、

將軍家の御威光<sup>(22)</sup>を以て、押で申し入れられたる様に

御聞請なき様に

ということが、田沼本人からも伝えられている。さらに松平右近将監の用人宮川古仲太から右近将監の意向が伝えられた。

隼之介を御養子に定められ候へハ、御上も甚御満足に思めし、近き御統の御身分に候へハ、御家も手厚くならせられ、御昇進などの年数も速に、御代々御家格にも成御規模なる事に候。

として、漠然とながら隼之介養子の条件を提示する。さ

らに、「能熟談すへき」として、国元に申し遣わすこと  
が命ぜられる。<sup>(24)</sup>

こうして同時期に、外孫である池田護之進と、將軍家  
公子である一橋隼之助という二つの養嗣子案が出た中、  
藩内での選定過程はどの様に進んだのか。

護之進については、池田家の了解を取り付けたので、  
一〇月右近将監と協議の上、一応、池田護之進を仮養子  
に願い出ておくことになった。こうした中、先々代綱政  
の孫娘にあたる継高夫人から、家臣への談話として、次  
のような見解が出される。

護之進ハ外孫の事なれハ、誠に幸の事なれとも、幼  
年なる上にいまた疱瘡も病給ハす、継高ハ漸く年老  
給ヘハ、一旦不諱の事もあらんに、護之進一七歳以  
前にて、若又病変もあらハ、家の災害となるへし。  
血統を伝ふるは孝道の第一にして、本懐の至なれと  
も、家の大事には換かたし。然れど護之進を当時仮  
の養子にはせらるるとも、家督相続に願ハるる事ハ、  
遠慮あられたき異なりとそ<sup>(25)</sup>

ましいが、未だ幼年でもあり、もし早世した場合、「家  
の災害」と成り兼ねないというものであった。このため、  
「血統を伝ふるは孝道の第一にして、本懐の至なれとも、  
家の大事には換かたし」という考え方から、護之進の仮養  
子願いは、当座の便宜に出したものとして、一橋隼之助  
を正式な養子にするよう示唆することになる。さらに、  
黒田家と一橋家の仲介人である幕府官医井上交泰院に対  
して、次のような条件を提示している。

筑前守老境に至りし事なれハ、程なく身まかり申さ  
んもはかりかたし。其節隼之助殿相続せられ、いま  
た幼年なりとて長崎御番召上らるる事有ましきや。  
また筑前守身まかり、憚有申事なれとも、相続隼之  
助殿異変あらん時、一七歳未満なりとて、歴代の大  
法をもて当家の大難となる事有ましや。筑前の國の  
事ハ、先祖如水・長政天下に大勲勞あるを以て、東  
照宮より是をたまハリ、長崎番ハ異國の防御として、  
右衛門佐忠之命を蒙り候より、世々規模と致す事に  
候。此二事先祖より伝へしままにあらされハ、御受  
申上難し。<sup>(26)</sup>

このように継高夫人の意見は、血統的には護之進が望

ここにいう「長崎御番」とは、寛永一五年（一六三八）の島原の乱を契機に、同一八年、佐賀藩鍋島家とともに幕府から命ぜられた長崎警備のことである。この軍役を負担することにより慶安元年（一六四八）以後、諸軍役・御手伝いの免除、参勤交代の短縮といった特権を与えることになる。このため「長崎御番」の問題は近世を通じて福岡藩の政治や経済に大きな影響を与えていた。今回の繼嗣問題でも、繼高夫人は一番の懸念として長崎御番のことを上げている。すなわち、繼高（「筑前守」）の死後、隼之助が相続したとしても、その幼年を理由に、「長崎御番召上げらるる事有ましや」と心配している。さらに、折角「血統」を断絶させてまで隼之助を「他家」養子として迎え入れたのに、まだ幼年の隼之助が早世してしまつたら、「歴代の大法を以て、当家の大難となる事有ましや」とも懸念している。また、「筑前の國の事」は如水・長政以来の、「長崎御番」については忠之以来の由緒を主張している。この申し入れは交泰院を介して一橋家に伝えられ、さらに、繼高本人からも家老郡和泉を使ひとしての田沼能登守へ伝えられることになる。この結果、この両条について、「家督之儀御安心被成候様」とことと、「長崎御用隼之助家督中御暇

以前は、其節ニ至伺之上家老名代ニ而相済可申候」ことを保証する老中松平右近将監からの書き付けを渡されることになった。<sup>(27)</sup>

以上のように、繼嗣選定に際して、池田護之進か一橋隼之助かの決定については、黒田家中では二つの視点から議論されていたと考えられる。ひとつは、「血統を伝ふる」事であり、もう一つは、「筑前の國の事」と「長崎御番」という「家の大事」である。もし、「血統を伝ふる」なら、護之進を選ばざるを得ない。しかし、実際に養子となつたのは隼之助であつた。これは、護之進を選んだ場合、まだ幼少のため相続直後に早世する可能性が高く、その結果、藩が改易される危険がある。そもそも、幼少を理由に「長崎御番」を召し上げられる可能性がある。隼之助を選んだ場合、「近き御統の御身分に候へハ、御家も手厚くならせられ」る結果、状況の如何に問わらず、この両者が保証されることとなる。特に、福岡藩政の特徴として、大身家臣団の勢力が強く、これまで重臣による合議制が藩政を左右してきた。このため、重臣達の立場からすれば、黒田家の「血統」以上に、「筑前の國の事」と「長崎御番」こそ大事であつた。また、藩主が幼少であれば名代として実権を握ることがで

きた。継高夫人の見解も、こうした藩内の状況を勘案した結果であると考えられる。

結局、「家の大事」を優先させた結果、一橋隼之助が「他家」養子として選定されることになった。こうして、同年一月一六日には、一橋家へ、隼之助迎え入れの返答がなされ、同年一月二三日、老中から正式な通達を受けることになった。そして明和六年（一七六九）福岡藩八代藩主黒田治之となつた。

## ②松代藩真田幸専<sup>(28)</sup>

天明五年（一七八五）、譜代の名門である彦根藩主井伊直幸の四男幸専が、松代藩七代藩主幸弘の養嗣子として迎え入れられた経緯は、やや変わっている。

松代藩は、その成立過程で、度々徳川家と敵対関係にあつた。特に、関ヶ原の戦いの時、秀忠率いる徳川旗本軍の西上を、居城上田城で阻止したことは、その後の徳川幕府における対外様大名政策を困難にする結果となつた。このため、松代藩真田家は、その成立当初から幕府によつて、数々の圧力を受けるようになる。例えば、明暦二年（一六五六）二代藩主信政の死後、嫡子信房（後の幸道）と分家沼田藩主信利との家督争いが起つたの

もまた、実子信房がいるにも関わらず、幕閣が甥の信利を内々に推挙しようとしたことが原因であつた。<sup>(30)</sup>この家督争いは、家臣団が徒党を組んで信利の相続を強く反対したことや、まだ存命中の初代藩主信之の運動により、信房の相続で決着が付いた。しかし、この事件以来、幕府との関係をますます悪化した。特に、幸道の代から加役が度重なり、藩財政は疲弊の極致に達してしまう。

こうした中、七代藩主幸弘から家臣団にある提案がなされる。幸弘は無嗣であつたため養嗣子を迎える必要があつた。この場合、普通なら親類や縁戚、同族の中から養嗣子を選定するべきところ、幕閣有力者の子弟を

養嗣子として迎え入れることで、幕閣との関係を良好にし、今後の圧力を回避しようという案が出される。これに対して家臣団は、真田家は代々外様であり、譜代とは家格に差があることを理由に反対してきた。しかし、幸弘に押し切られる形で、話が進み、天明五年（一七八五）井伊直幸の四男幸専が養嗣子となることが決定する。このように真田家は、この後も度々幕閣有力者の子弟を「他家」養子として迎えることで、幕府からの圧力を緩和しようと図ることになる。

大名家中からも強い反対を受けた「他家」養子取組が、元文期になると異なった傾向を示すようになる。そ

れは、徳川家や幕閣有力者が、自身の子弟の養子先として、無嗣の「国持大名」を選び、「国持大名」側では、これらと密接な関係が成立し、藩に対し政治的、経済的援助が期待できると考えて、縁戚や同族からの養子を断つてまで、「他家」養子を受け入れるというものである。こうした有力者からの「他家」養子が、必ずしも、強制でなかったことは、田沼能登守の「将軍家の御威光」を以て、押で申し入れられたる様に御聞請なき様に」という言葉からも分かる。むしろこの時期、「国持大名」家中において、「血統」以上に「家の大事」を優先させて、養嗣子選定の評議がなされるようになっていた。この結果、将軍家や幕府有力者からの「他家」養子が取り組まれ易い状況にあつたと考えられる。

しかしながら、将軍家や幕閣との関係強化による援助の期待だけから、「他家」養子取組が頻繁になつたわけではない。さらに、「他家」養子に対し、藩主としての有能な資質を期待する動きが加わつたと考えられる。このことについて、同じ福岡藩黒田家と松代藩真田家から検討してみよう。

③福岡藩黒田長溥<sup>(31)</sup>

文政五年（一八二二）一一代藩主齊清はわずか二七歳ながら養嗣子を迎えることを幕府に申し出る。この時、齊清は眼病を患い、ほとんど視力が無くなっていたためである。齊清の眼病はこの後も悪化し、天保五年（一八三四）には失明状態に近くなり、致仕の原因ともなつた。右は、この養嗣子願いの際、幕府に出された願書である。

私儀年若之儀ニ者候得共、近年眼病節々差発候儀茂有之、重キ御場所受持在候身分ニ付而者、手厚覚悟為可仕、格別幼稚ニ無之養嗣子置候而、追々長崎表勤向之儀為見習度奉存候、尤當時同姓・実姓・親類・遠類之内相応之者無御座候間、右桃次郎儀婿養子仕度此談奉願候

（中略）

松平豊後守方由緒之儀者、故筑前守継高嫡子修理太夫重政妻者故松平継豊娘ニ而、右之由緒有之儀ニ候。<sup>(32)</sup>

齊清が、薩摩藩松平重豪（「松平豊後守」）の子息桃次郎（後の長溥）を養嗣子に迎えた理由は、眼病のため

「格別幼稚ニ無之養嗣子」を迎えて「追々長崎表勤向之儀為見習度」ためであつた。先述したように、長崎御番は福岡藩にとって、「重キ御場所」であつた。これまでは、たとえ幼少でも將軍家一族を藩主として迎えることで、藩と長崎御番の存続を保証してもらい、藩政及び番役は重臣の名代で執り行なつてきた。しかし当時、度々、日本近海に異国船が現れるようになり、海防問題が盛んに唱えられるようになると、これまで「他家」養子に求めてきたこととは別の要件を求めるようになる。つまり、

#### 口上覚

西国雄藩の島津家との関係を求めての動きであるとともに、こうした情勢に重臣合議制では対処し切れなくなり、長崎御番を直接執行できるような有能な藩主を福岡藩は求めるようになつたのではないだろうか。そこで、次期藩主として「格別幼稚ニ無之」ものを選定し、「長崎表勤向之儀為見習」ようとしたと考えられる。

#### ④松代藩真田幸民<sup>(34)</sup>

文久三年（一八六三）一四代將軍家茂の上洛が決定されると、松代藩は、將軍不在時の横浜港警備を命ぜられ、同時に、一〇代藩主幸教の退隠問題が議論される様になつた。というのも、幸教は生来病弱のため、以前から

近世大名における養子相続と幕藩制社会——「他家」養子を中心として

退隠のことが取りざたされていた経緯があつた上、さらには今回、横浜港警備という重役もあり、到底耐えられないと考えられたからである。この当時、幸教は無嗣であつたため、当然、退隠問題はそのまま繼嗣問題にまで発展することになる。こうした状況の中、幸教の退隠とその後の繼嗣についての建白書が、中級以下の藩士から連名で、老臣に差し出された。<sup>(35)</sup>それによると、

差向き御国家の御大事奉存候に付き御時節柄同志の者申合一同申上候。各様にも御誠忠を以て御評議御協同御座候様有御座度存候。

というように、「御国家の御大事」のため、「同志の者」から、「各様」へ、「御評議御協同」を願うというものであつた。

先述の様に松代藩は、横浜港警備を命ぜられていた。

しかし、藩主幸教は、「御生得御虚弱にて御多病に被為在未だ御壯年に不被為及候へども往々御勤難被為出来」という状態であつた。しかも、幸教は無嗣であることから、幸教を隠居させて、こうした軍役を指揮できる者を、

養嗣子として迎え入れようという動きが家中で起つて、いた。

当初、家中から養嗣子候補者として挙がっていたのは、高鍋藩秋月家の政太郎と熊本藩細川家の澄之助との二人である。秋月政太郎の推薦理由として、次のように述べられている。

御幼年より文武両道御心掛も御厚く、依之是迄諸侯方様に御例も無御座御二男様にて御扶持高御頂戴学問所奉行被蒙仰候と申御事。又近日承り候へは、御大政の義も春嶽様御相談相手に被為候よし。御年若の方様には外に御比喩も被為在間敷奉存候。

何れの御家なりとも御高之御多少等は被為論候に及ばず、御賢明にて且御年も被為長直様御政事御引受御命令被為在候様の御方様撰之、御相談御取極に相成候様に仕度御事に奉存候。

つまり、成年であり（「御年も被成長」）、直接藩政を執行し（「直様御政治御引受」）、家臣団を指揮できる者（「御命令被為在候様の御方」）を求めていたということである。

最も注目すべき点は、以上のような資質を備えている限り、「何れの御家なりとも御高之御多少等は被為論候に及ばず」として、資質を最優先に考えていることである。

また、こうした「他家」からの養嗣子選定の動きその御聰明にて御心立も宜しく、御学問も被為在候御様子に奉伺罷在候。

ということを挙げている。何れにしても、推薦理由として、政治手腕や器量など、本人の資質が挙げられている点が着目できる。

さらに、この時期の真田家中において次期藩主として望ましい資質について、建白書は次のようにをまとめるている。

ものが、「御時節柄同志の者申合一同申上候」というよう、中級以下の家臣団から起こつた点も着目できる。<sup>(36)</sup>

結局、この建白から三年後の慶応二年（一八六六）に幸教は退隱して、宇和島藩伊達宗城の子息幸民が松代藩を襲封することになった。

以上のように元文期以後の「他家」養子の動きとして、

將軍家一族や幕閣との関係を重視した結果、「他家」養子を迎える様になつたことに加えて、直接藩政を執行し得る人材を得ることを目的として、藩主自身、もしくは、家中の中から、次期藩主を求めて、「他家」養子が行われていたことが挙げられる。

### 三、「他家」養子取組と幕藩制社会

こうした「他家」養子取組に対する考え方は、実際に「他家」養子を行つた家の立場を表すに過ぎない。しかし、

「他家」養子を行つた家の立場を表すに過ぎない。しかし、当時の武家社会が、血縁に基づく相続を重視した社会であったことも事実である。そこで、隨筆や思想書等から、当時、「他家」養子について一般的にどういった考え方がなされていたのか、簡単に触れる。

先述したように、「他家」養子取組の動きが顕著になるのは江戸中期を過ぎてからである。事実、この時期を

前後して、多くの学者や経世家が、「他家」養子について言及し始める。

荻生徂徠は、『政談』（享保期頃成立）の中で、「養子ト云コト、他苗ノ養子・婿養子ハ古無之事也。」<sup>(37)</sup> としながら、

其後戦国ノ時分、人ノ国ヲ可取計策ニ、他家ヘ我子ヲ遣シ、亡家ノ臣下ヲ懷ケンガ為ニ、其養子ト号シ、他苗ヲ名乗ラスル類アルヨリシテ、世ノ風俗トナリ、<sup>(38)</sup> 他名養子・婿養子ヲユルサデ不叶事ニナリタリ。

として、戦国期の御家乗つ取りの手段として「他家」養子という伝統が生じたと指摘している。また、こうした伝統が、近世になつて、

子ナク、同姓ノ親類モナキニハ、先祖ニ対スル筋ニモアラザレバ、上ノ思召ニテ、他名ヲ養子ニ下サルルコトモ苦シカルマジキ也。其時ハ古例ニ任せ、苗字バカリ養父ノ苗字ヲ名乗ラセ、姓ハ其者ノ本姓タルベシ。<sup>(39)</sup>

と説く。つまり、同姓親族に適當な相続人が不在の時に限つて、家の存続のため、「他名」養子を認めるというものである。また、「其時ハ古例ニ任セ、苗字バカリ養父ノ苗字ヲ名乗ラセ、姓ハ其者ノ本姓タルベシ」という点から、この場合の「他名」とは、単に苗字が異なつてゐるのみならず、他姓であることも含んでいることが伺える。結局、徂徠にとつて望ましい相続人とは、同苗同姓の親類のみで、その先祖を遡れば、何れ男系において関係があるものということになる。「他苗」からの養子は、古来の悪例から生じたもので、上の思し召しによつて許されてはいるが、「総ジレテ他苗ノ相続ヲ免サヌコトハ聖人ノ法ニテ、深意アルコト也。<sup>(40)</sup>」といふ考まであつた。

これに対しても、同時代人であり、徂徠門下でもあつた太宰春台は、『經濟錄』（享保一四年成立）において、徂徠以上に「異姓」による養子を非難している。

異姓ノ者ヲ養テ子トスルコトヲ嚴ニ禁ジ、功臣ノ末ニテモ、宗族一人モナク絶果テ、其家ヲ嗣ベキ同姓ノ者決シテナクバ、其國其家ヲ除テ、其祀詞ヲ絶シメラルベシ、如此ニテ滅亡スルハ、天ヨリ絶ツ也。<sup>(41)</sup>

として、功臣の家であつても、異姓による相続を厳しく非難している。

このように徂徠、春台ともに、厳密な血縁関係に基づく相続によつて、家を存続させることこそ社会の安定に結びつくと考えていた。特に、春台においては、「異姓」養子によつて、身分秩序に混乱を生じるよりは、特例も一切認めるべきではないとまで言い切つてゐる。こうした考證方は、先述した享保期以前の「他家」養子の動向において、外孫による「他家」養子以外行われなかつたことと一致してゐる。

ところが、近世後期になると、こうした考證方が一変する。本居宣長は、『玉勝間』（寛政七年～文化九年刊行）の中で、「異姓」養子を厳禁としている儒者の意見に對して次のように述べてゐる。

やむことえずは、たどひそのすぢにはあらぬにても、つがしめて、氏門をたたず、祖のはかどことをもあらざず、祭もたえざらんぞ、ひたぶるにたえはてむよりは、はるかにまさりてはあるべき、古は世中にさるならひのなかりつればこそあれ、今の世のごとくなりせば、周公孔子も、それあしとはいひたらじ

をや、<sup>(42)</sup>

つまり、宣長は、かつては「異姓」養子（「あだし氏<sup>(43)</sup>」）は無かつた。とはしながらも、「氏門をたたず、祖のはかどことをもあらさず、祭もたえざらんぞ、ひたぶるにたえはてもよりは、はるかにまさりてはあるべき」として、これを認めている。このことは、国学という新しい学問の中では、血脉そのものは絶えても、祖先の祭祀のため、家名だけでも存続することが望ましいという考えが生じてきていることを示している。

また、山片蟠桃は、『夢ノ代』（文政年間成立）の中で、

実子ナキハ天也。兄弟ソノ余ノ血脉アラバ嗣シムベ

シ。他人ヲ以テスベカラズ。万一千脉ナクシテ国除セラルルモノナラバ、妻子・臣族ニソレゾレノ手当アリテ飢ヤシムベカラズ。コノ処ニヲヒテ行届クモノナラバ、他人養子ノ事ハ禁ゼラレテシカルベシ。シカレバダンダン欠國・欠地アリテ、功アルニ与フベシ。又公入ニ困シムベカラズ。<sup>(44)</sup>

としている。「実子ナキハ天也。兄弟ソノ余ノ血脉アラバ嗣シムベシ。他人ヲ以テスベカラズ。」という様に、「他人養子」を望ましくないものとしている点は、徂徠、春台と同様であるが、その理由が大きく異なっている。徂徠、春台は、「他名」（「異姓」）養子を認めず、血縁を重視することで、家の存続を期待していた。これに対して蟠桃は、「欠国・欠地」を得て「功アルニ与フベシ。又公入ニ困シムベカラズ。」という目的のために、「他人養子」を認めていない。また、徂徠が「妻子・臣族」のために「他名」養子をある程度認めていたのに対しして、「妻子・臣族ニソレゾレノ手当」を保証した上で「国除」しようとした事とも大きく異なっている。つまり、蟠桃は、人材登用や財政の点から「他人養子」の是非について言及している。

さらに、武陽隱士も、『世事見聞録』（文化一三年成立）の中で、

さてまた當世は、いづ方も人材を選挙するといふことなく、何か由縁所縁の吹舉に依つて召し出される事故、たとひいかやうの才能器量ありとも、よき手寄なきものは一生その所を得ず。<sup>(45)</sup>

として、「由緒所縁」が人材登用の妨げになつてゐることを指摘している。

以上の両者は、必ずしも「他人養子」を認めてゐるわけではない。しかしながら一方で、「血脉」や「由緒所縁」を絶対的なものとして考へるのではなく、「功」や「公入」、「才能器量」を重視することと、「國」が存続することを考へるようになつてきた様子が伺える。

しかし一方で、宣長がいうように「たとひそのすぢにはあらぬにても、つがしめて、氏門をたたず」、家名の存続を願う傾向が強かつたのも事実である。このため、江戸中期以降、社会状況が混乱して行く中、藩主の無嗣という機会を捉えて、「功」や「公入」、「才能器量」を基準として養子を選定することで、たとえ「血脉ナクシテ」も、「国除セラル」ことだけは回避しようとした動向は、本稿で検討したとおりである。

また、維新政府と旧幕府とを比較した『維新旧幕比較論』（明治九・一〇年成立）に次のような比較がある。維新の便として、

世襲の藩職を解き、才を選び任す。<sup>(46)</sup>

國主城主各々其地を治め、軍職を掌る武将の謀臣に非れば政に与ることを得ず。<sup>(47)</sup>

「世襲の藩職」の維持と「才」の登用との対立があつたことが伺える。

### おわりに

近世を通じて「国持大名」の相続は、血縁関係を重視したものであつた。しかし、それを享保期以前と元文期以後とに分けて検討すると、その傾向に変化が生じていることが分る。すなわち、享保期以前では、幕府が定めた、綱柄に基づく相続の枠組みに概ね乗つ取つて相続が行われていた。しかし、元文期以後になると、やはり、直系尊属による相続が最も多いながら、その他の兄弟や親類、傍系親族による相続が、それほど差が無く、頻繁に行われるようになる。また、「他家」養子による相続が顕著に現れるようになつた。

そこで、「他家」養子取組の内容に着目すると、享保

期以前においては、「他家」ながらも、女系において血縁関係のある外孫による「他家」養子であることが分る。しかし、同じ外孫でも、血縁上の親疎関係よりは、実社会における関係の方が、養子の受け手にとって重要であることが判明した。

元文期以後になると、社会情勢の変化に対応するため、將軍家一族や、幕閣からの援助を期待して、もしくは、次期藩主として藩政建て直しの能力を期待されて、「他家」養子が取り組まれるようになる。

このように、「才能器量」「功」といった資格や資質に基づく「他家」養子選定は、確かに、藩主の無嗣という事態が契機となつてゐることは間違いない。しかし、こうした事態の中、幕藩制社会の合議的構造により、幕府との関係や藩政の執行能力に基づいて、藩主が選定されていたこともまた事実である。また、これら資格や資質は、血縁者から養子を迎える通常の相続でも、並み居る候補者の中から相続人を選定する基準となつたと考えられる。このことが、元文期以後、先述したような相続動向となつた一因と考えられるのである。

#### 註

(1) 相続動向と幕藩制の動向との関係について比較検討したものとしては、竹内俊美「近世武家の家族動態」(『国史学』第五三号、一九五〇)、コウゾウ・ヤマムラ『日本経済史の新しい方法—徳川・明治初期の数量分析—』(ミネルヴァ書房、一九七四)等がある。

(2) 先行研究の詳細については、第一節で詳述する。

(3) 本稿では、以上の条件に当てはまる大名として、以下の三七家に限定して検討を進める。なお、比較のため、徳川宗家もこの三七家に加えた。

#### ◎当該「国持大名」三七家

將軍家・尾張藩徳川家・紀伊藩徳川家・水戸藩徳川家・越前藩松平家・松江藩松平家・会津藩松平家・松山藩松平家・高松藩松平家・彦根藩井伊家・庄内藩酒井家・大垣藩戸田家・小倉藩小笠原家・小浜藩酒井家・松代藩真田家・二本松藩丹羽家・熊本藩細川家・津藩藤堂家・柳河藩立花家・対馬藩宗家・弘前藩津軽家・盛岡藩南部家・米沢藩上杉家・金沢藩前田家・薩摩藩島津家・仙台藩伊達家・福岡藩黒田家・広島藩浅野家・長州藩毛利家・佐賀藩鍋島家・鳥取藩池田家・岡山藩池田家・徳島藩蜂須賀家・高知藩山内家・久留米藩有馬家・久保田藩佐竹家・富山藩前田家

(4) 家譜や系図の史料としての利用については、飯沼賢司「系譜史料論」(『岩波講座日本通史』別巻3史料論、一九四五)、太田亮「系図と系譜」(『岩波講座日本歴史』12、

(5) 笠谷和比古「武士の身分と格式」(『日本の近世』第7巻身分と格式、一九九二)一九二頁以降、同「国持大名論考」(上横手雅敬監修『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、一九九四)を参照。

(6) 中田薰『法制史論集』(岩波書店、一九二六)第一巻親族法・相続法第一二~一五章。

(7) 鎌田浩『幕藩体制における武士家族法』(成文堂、一九七〇)第一~二章。

(8) 服藤弘司『相続法の特質』(創文社、一九八二)第一部。

(9) 石井良介『日本相続法史』(青林書院、一九五四)

(10) 笠谷和比古『主君「押込」の構造』(平凡社、一九八八)、同『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、一九九三)。

(11) 松尾美恵子「近世武家の婚姻・養子と持参金」(『學習院史学』一六、一九八〇)。

(12) 馬場憲一「江戸幕府御家人株売買の実態」(『古文書研究』第三六号、一九九一)。

(13) 田原嗣郎「將軍繼嗣問題の法理」(『日本歴史』四五一、一九八五)。

(14) 徳川時代における親族概念については、中田前掲書第一五章における服忌令に基づく検討に始まり、高柳真三

「徳川時代の封建法における親類の構成と意義」(石井良介編『中田薰先生還暦祝賀法制史論集』岩波書店、一九三七)、鎌田前掲書第一章に詳しい。それによると、兄弟、甥、伯叔父、従兄弟、大伯叔父、従兄弟達を親類とし、又甥、従兄弟半、又従兄弟を遠類としている。また、この両者を合わせて広義の親類を形成していたという考えもある(中田前掲同書五四九頁)。そこで、本稿では、この説を探つて親類とし、それ以外を傍系親族とした。

(15) 血縁関係の復元については、当該「国持大名」家によつて編纂された家譜や系図をもとに行い、これを、『寛政重修諸家譜』、『系図纂要』、『昭和新修華族家系大成』などで確認した。

(16) 米沢藩政については、『米沢市史』(一九四四)、『山形県史』近世編上・下(一九八五~八七)を参考にした。本継嗣問題については、「鶴城叢談」(『山形県史』資料編3、新編鶴城叢書上)、『上杉御年譜』23、『上杉氏系図・外戚譜略』(米沢恩顧会、一九八六)を参考にした。

(17) 「鶴城叢談」一、五九一頁。

(18) 本継嗣問題については、菊池五郎編『南部史要』(九皋堂、一九一二)、「閻老遺事」(南部叢書刊行会『南部叢書』第二冊、一九二八)、「岩手県史」近世編2(一九六三)、『盛岡市史』近世編別篇再読人物志(盛岡市史編纂委員会、一九六四)、前沢隆重・他編『参考諸家系図』(国書刊行会、一九八四)を参考にした。

(19) 『内史略』(岩手史叢1~5、岩手県立図書館、一九七三)前四、一四「南部重直の相続騒動」二二五頁。

- (20) 久留米藩政については、戸田乾吉・宮原直太郎『久留米小史』(一九七四復刊)、『福岡県史』第三卷上(一九六五)、「米府年表」(『福岡県史資料』五〇十、一九三二)、四三)を参考にした。本継嗣問題については、『有馬氏系譜』(樺山石梁先生顕彰会編『樺山石梁遺文』、一九二六)を参考にした。
- (21) 福岡藩政及び本継嗣問題については、川添昭一・福岡古文書を読む会校訂『新訂黒田家譜』(文献出版、一九八三)、『福岡県史』近世研究編・福岡藩一〇四(一九八三)八九)を中心として、『福岡県史』上・下(一九六三)、「福岡藩王記録」(『福岡県史資料』第一、一九三二)等で補足した。
- (22) 『新訂黒田家譜』継高記一一、四一〇頁。
- (23) 同上、四一〇～四一一頁。
- (24) 同上、四一二頁。
- (25) 同上、四一一页。
- (26) 同上、四一二頁。
- (27) 同上、四一二～四一四頁。
- (28) 松代藩政及び本継嗣問題については、大平喜間多編『松代町史』上・下(一九二九)を中心として、信濃史料編纂会編『真武内伝』正伝・附録・追加(一九一四)、「真田家御事績稿」(『新編信濃史料叢書』一五〇一八、一九八二)、田中誠三郎『真田一族と家臣団—その系譜を探る—』(信濃路、一九七九)等を参考にした。
- (29) 笠谷和比古『関ヶ原の合戦—家康の戦略と幕藩体制』(講談社選書メチエ3、一九九四)。
- (30) 『真武内伝』追加、二四一～二九頁。
- (31) 『新訂黒田家譜』従一位黒田長溥公伝解題、鹿児島県史料『旧記雑録追録』(鹿児島県維新史料編纂所、一九七七)六四〇～六四七頁。
- (32) 『旧記雑録追録』7、六四〇頁。
- (33) 柴多一雄「福岡藩の天保改革」(『九州文化史研究所紀要』二七、一九八二)二三八～二三九頁。なお幕末期の西南雄藩における海防の動向については、吉田昌彦「西南雄藩と中央政局」(藤野保編『九州近世史研究叢書』13・九州と明治維新(II)、国書刊行会)等を参考にした。
- (34) 本継嗣問題については、前掲註(28)及び、信濃教育会編『象山全集』(明治文獻、一九二〇)第一巻解題参照。
- (35) 『象山全集』第二巻、二三七～二四一頁。
- (36) 連名の「同志の者」は、一二五〇石～金五両や玄二人の者まで四四名、宛先の「各様」は、一四〇〇石～四〇〇石役料五〇石の者まで七名である。なお石高については、国立史料館編『真田家家中明細書』(史料館叢書8、東京大学出版、一九八六)を参考にした。
- (37) 『政談』(日本思想体系36『荻生徂徠』、岩波書店、一九七三)四〇九頁。
- (38) 同上。
- (39) 同上。
- (40) 同上。
- (41) 『經濟錄』(『日本經濟大典』第九卷、史誌出版社、一九二八)六三四頁。
- (42) 『玉勝間』(日本思想体系40『本居宣長』、岩波書店、

一九七八）一三七頁。

(43) 同上。

(44) 「夢ノ代」（日本思想体系<sup>43</sup>『富永仲基・山片蟠桃』、  
岩波書店、一九七三）三三五頁。

(45) 『世事見聞録』（岩波文庫、一九九四）四二頁

(46) 木下真弘『維新旧幕比較論』（岩波文庫、一九九三）一  
〇三頁。

(47) 同上。

付記

本稿は、一九九六年度三田史学会における発表、「国持大名における養子相続と幕藩制」の内容を基にして成稿したものである。本稿作成にあたり、指導教授の田代和生先生をはじめ、多くの方々からご教示を賜った。末筆ながらお礼申し上げる次第である。